

令和8年度八潮市国民健康保険税の留意点

八潮市では、関係法令の改正や県が定めた「運営方針」などを踏まえ、令和8年度から課税限度額及び軽減制度の一部を改正いたします。また、新たに子ども・子育て支援金が加わります。

納税者様及び被保険者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。



税率等及び課税限度額の改定

●所得割率、均等割額及び課税限度額は次のとおりです。

区分		令和7年度	令和8年度
医療給付費分 (0歳～74歳)	所得割率	7.80%	7.80%
	均等割額	35,000円	35,000円
	課税限度額	650,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分 (0歳～74歳)	所得割率	2.50%	2.50%
	均等割額	15,000円	15,000円
	課税限度額	240,000円	260,000円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割率	2.30%	2.30%
	均等割額	14,000円	14,000円
	課税限度額	170,000円	170,000円
子ども子育て支援金分 (0歳～74歳)	所得割率		0.30%
	均等割額		1,789円
	18歳以上均等割額		187円
	課税限度額		30,000円

軽減の適用判定に係る計算方法の改定

●低所得世帯に対する均等割額の軽減（7割・5割・2割）の内、2割軽減及び5割軽減の適用範囲を拡充します。

令和7年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円$ 以下	の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円 + 30,500円 \times \text{被保険者数等}^{\#3}$ 以下	の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円 + 56,000円 \times \text{被保険者数等}^{\#3}$ 以下	の世帯



令和8年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円$ 以下	の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円 + 31,000円 \times \text{被保険者数等}^{\#3}$ 以下	の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\#2} \text{の数} - 1) \times 10万円 + 57,000円 \times \text{被保険者数等}^{\#3}$ 以下	の世帯

※1: 65歳以上の公年金所得者は、年金所得から15万円を差し引いた額
 ※2: 一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び一定の公的年金等の支給(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を受けている方
 ※3: 世帯の国保加入者、国保から後期高齢者医療保険に移行した方

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係

電話048-996-2111(代) 内線833・834・835

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

